

「医療費控除の明細書」の書き方

医療費通知がある場合

健康保険組合または共済組合が発行した「医療費通知」（医療費のお知らせ）をお持ちの場合は、通知に記載の金額を転記します。

2か所 転記します

- 「(1)医療費通知に記載された医療費の額」欄に、医療費通知の「医療費の額」や「総額」などと書かれた欄の金額を記入します。
- 「(2)その年中に実際に支払った医療費の額」欄に、医療費通知の「支払った医療費の額」や「本人負担額」などと書かれた欄の金額を記入します。

注意事項

- 1月1日から12月31日までに支払われた分が控除対象です。医療費通知に記載された期間をご確認ください。
- 通知の発行元によって、発行時期が異なります。
- 通知の発行元によって、表示の仕方が異なります。ご加入の組合や共済のホームページなどでご確認ください。

領収証のまとめ方

医療機関などから受け取った領収証に記載の自己負担額のうち、控除対象になる部分を集計します。

集計方法

- 下の例のように「医療を受けた人」「病院」ごとに集計します。
- 本人または本人と生計を一にする配偶者・親族の分を控除に含めることができます。

受診者	医療機関等の名称	医療費の額
竹迫 一郎	○○医院	100,000円
	△△△クリニック	50,000円
	■薬局	15,000円
竹迫 花子	○○医院	50,000円
	■薬局	2,500円
竹迫 大輔	○○総合病院	1,500,000円
	通院費（○○バス）	1,200円
2 の 合 計		
医療費の合計 A (①+②) 1,908,700円 B (③+④) 1,500,000円		

注意事項

- 1月1日から12月31日までに支払われた分が控除対象です。（受診日ではありません）
- 「医療費通知」に記載の分と重複しないよう気を付けてください。

- 下記は、国税庁ホームページに掲載されている様式を用いた例です。同様の形式であれば、ご自身で作成した書類でもかまいません。
- 「セルフメディケーション税制」は、この書き方とは異なります。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】					
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。					
住 所	熊本県合志市福原2922番地				
氏 名	竹迫 一郎				
1 医療費通知に記載された事項					
医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。 ※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類の6項目					
<input checked="" type="checkbox"/> (1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額)(注) <input checked="" type="checkbox"/> (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 <input checked="" type="checkbox"/> (3) (2)のうち生命保険や社会保険(高齢医療費など)などで補てんされる金額 800,000 円 240,000 円					
医療費通知を転記					
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称					
2 医療費（上記1以外）の明細 <small>「領収書1枚」とことではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。</small>					
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高齢医療費など)などで補てんされる金額	
竹迫 一郎	○○医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000 円		
竹迫 一郎	△△△クリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	50,000 円		
竹迫 一郎	■薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	15,000 円		
竹迫 花子	○○医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	50,000 円		
竹迫 花子	■薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,500 円		
竹迫 大輔	○○総合病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,500,000 円		
竹迫 大輔	通院費（○○バス）	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,200 円		
2 の 合 計			1,668,700	1,500,000	
医療費の合計 A (①+②) 1,908,700 円 B (③+④) 1,500,000 円					
3 控除額の計算					
支払った医療費 (合計)	1,908,700 円	A			
保険金などで補てんされる金額	1,500,000 円	B			
差引金額 (A - B)	408,700 円	C			
所得金額の合計額	1,120,000 円	D			
①×0.05 (赤字のときは0)	56,000 円	E			
②と10万円のいずれか少ない方の金額	56,000 円	F			
医療費控除額 (D - E)	352,700 円	G			

確定申告の方は
電子申告(e-Tax)が
おすすめ！

e-Taxでは、
エクセルに記入すれば
自動で集計・読込！
ぜひご利用ください！



＜主な注意事項＞　よくある質問を記載しています。　詳しくは、国税庁ホームページなどをご確認ください。

● 医療費が戻ってくる仕組みではありません

医療費控除は、所得税と住民税の計算に用いる「所得」を差し引く仕組みです。

控除により所得税と住民税所得割の税額が安くなりますが、医療費が戻ってくるわけではありません。

● 対象となる期間について

1月1日から12月31日までの間に支払った額が対象です。受診日ではありません。

クレジットカードで支払った場合は、支払い手続きをした日が基準です。

● 『補てんされる金額』について

医療費控除は、「支払った医療費」から「補てんされる金額」を差引いた額が対象になります。

補てんされる金額の代表的なものに「手術給付金」や「高額療養費」などがあります。

生命保険会社や健康保険組合などから給付された金額、あるいは、給付予定の金額を記載してください。

なお、支払った医療費より給付された金額の方が多いときは、『補てんされる金額』欄には支払った医療費と同額を記載してください。

● おむつ代について

おむつは医療費ではありませんから、医療費控除の対象になりませんが、

6ヶ月以上寝たきり状態にある方、または同様の状態と認められる方で、医師がおむつの使用が必要であると判断した場合は、医療費控除の対象になります。申請には、主治医の発行した「おむつ証明書」が必要です。（証明書様式は、税務課にあります）

● 介護保険サービスの利用代金について

介護保険サービスを利用した場合、医療費控除の対象になることがあります。

領収証に「医療費控除の対象となる金額」の記載があれば、その記載の金額に限って医療費控除の対象になります。

● 薬局での医薬品の購入についてについて

市販のかぜ薬・花粉症の薬などを治療のために購入した場合は、医療費控除の対象になります。

（セルフメディケーション税制との選択適用になりますので、ご注意ください。）

◎ 医療費控除の対象にならないものについて

医療費控除の対象にならない、主なものは次のとおりです。

差額ベッド代(個室代)／入院時の寝具・テレビ代／診断書の作成費用／人間ドック受診費用／美容整形など